

昭和五十四年三月十七日提出  
質問 第一二二号

簡易専用水道に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年三月十七日

提出者 田中美智子

衆議院議長 灘尾弘吉殿

### 簡易専用水道に関する質問主意書

ビルやマンションの受水槽や高架水槽の汚染問題に端を発し、さきの国会で水道法の改正が行われ、簡易専用水道もその管理が設置者に義務づけられることとなった。

この水道法の施行に当たって、名古屋水道労働組合が団地、マンションの住民を中心に実施した簡易専用水道に関するアンケートによると、住民の水道の水質に対する関心は強く、すべての簡易専用水道を規制の対象にすべきだという意見が六七パーセントを占め、検査や清掃には役所の立合いや役所の実施を望む声が八四パーセントを占めている。

ところが、この法改正に伴う指導監督と検査体制整備のための国の予算措置がとられていないため、地方自治体は新たに負担を強いられるとともに、検査を厚生大臣の指定する民間検査業者に任せざるを得ないなど、住民要求にこたえられないのが実態である。

建築物の高層化が進むなかで、国民の健康を守るために簡易専用水道の在り方、維持管理を一層改善すべきだと思うので、次の質問をする。

一 簡易専用水道のうち、二十立方メートル以下の貯水槽をもつものは規制からはずされているが、小規模貯水槽ほど管理が悪いといわれている。すべての簡易専用水道を規制するつもりはないか。

二 国は、地方自治体に必要な財政援助を行い、水質検査を公的機関が中心に行えるようにするとともに、十分な行政指導ができるようにすべきではないか。

三 水質検査項目として臭気、味、色及び濁りと残留塩素の有無についての検査のみになつてい  
るが、水素イオン濃度、一般細菌、大腸菌群、鉄、亜鉛等の検査をすべきではないか。

四 人が一時的に集中する学校、会館などは、貯水されていた古い水を飲むことが多い。一般用  
水と飲料水を区分し、飲料水は直圧とするよう行政指導すべきではないか。

右質問する。